

災害発生時における 国有財産の使用について

災害が発生した場合に、北海道財務局・事務所・出張所が管理する国有財産は、地方公共団体に、災害発生に伴う応急の用に供するため、無償貸付等を行うことが可能です。ご相談ください。

- 未利用等国有地の無償貸付の使用の例
災害時に発生した瓦礫置き場
仮設住宅・仮設店舗
電源車・給水車駐車場 などなど
- 国家公務員宿舎の無償使用許可

**注： 無償貸付等は地方公共団体が対象となり
被災者等に直接は貸付出来ません。**



北海道財務局 管財総括第一課

〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目
札幌第1合同庁舎10F

電話：011-709-2311(代表)／011-709-8219(直通)
Fax：011-709-2180

<http://hokkaido.mof.go.jp/>